

令和7年11月14日

津軽広域水道企業団
企業長 櫻田 宏 様

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会
会長 飯島 裕 胤



津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について（答申）

令和6年8月26日付け津広水企西北発第31号により諮問を受けた標記の件について、本審議会では慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

津軽広域水道企業団西北事業部の
適正な水道料金のあり方について（答申）

令和7年11月14日

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会

目次

1. 水道ビジョンについて	1
(1) 津軽広域水道企業団西北事業部の経営環境と水道ビジョンの必要性	1
(2) 西北事業部の経営状況	1
(3) 水道ビジョンに対する意見	1
2. 今後の水道料金等について	2
(1) 今後の財政見通しについて	2
(2) 水道料金の改定水準について	2
(3) 水道料金体系について	3
3. 資料	7
(1) 審議会設置規程	7
(2) 諮問書（写）	9
(3) 審議委員名簿（敬称略）	10
(4) 審議経過	10

1. 水道ビジョンについて

(1) 津軽広域水道企業団西北事業部の経営環境と水道ビジョンの必要性

津軽広域水道企業団西北事業部（以下、西北事業部とする）は、つがる市および五所川原市市浦地区への安定した水供給を目的として、平成6年（1994年）に設立された。設立当初は独自の浄水場で水道水を供給していたが、令和3年からは浅瀬石川ダムを水源とする津軽広域水道企業団津軽事業部から受水し、広域的な水道事業を展開している。受水転換や広域化は、水質の向上や設備の効率化を目指したものである。

一方で人口減少、管路の老朽化、物価上昇、広域的な受水転換に伴う受水費や減価償却費、企業債元利償還金の増加、職員の高齢化など西北部を取り巻く経営環境は厳しさを増している。こうした状況を踏まえ、西北事業部では「水道ビジョン」や「水道事業経営戦略」を策定し、適宜に改定することで、持続可能な水道事業の運営の実現を目指している。

(2) 西北事業部の経営状況

西北事業部では、水源の見直し、職員の削減、包括業務委託等、様々な経営努力を行ってきたところではあるが、現在の経営状況は厳しく、令和3年度以降の決算においては、当期純損失を計上している状況にある。この主な要因は、受水転換による給水原価の高騰と廃止した浄水場の特別償却によるものである。現行料金を前提にした今後の財政推計では、当期純損失の計上が続く、令和14年度には現預金残高がマイナスに転じるなど、経営の維持が困難となる可能性が指摘されている。

このような背景と現状を踏まえ、西北事業部では、「持続・安全・強靱」な水道供給事業を目指すため、水道ビジョンと今後の財政見通し・確保すべき給水収益水準及び所要改定率・適正な水道料金体系について、当審議会に意見を求めたものである。

(3) 水道ビジョンに対する意見

本審議会では、水道ビジョンの改定の方向性や改定案に関する質疑応答を通じて、その内容を確認した。その結果、これからの経営課題を踏まえると、令和8年度の料金改定を前提として、「ふるさとの豊かな水を未来につなぐ信頼の水道」という基本理念の下、「持続」「安全」「強靱」の3つの柱に基づき各種施策を推進していくことは、これからの経営方針として妥当であると判断した。

【水道ビジョンに対する附帯意見】

①廃止した浄水場等の解体撤去財源の確保

受水転換に伴い廃止した浄水場については、着実な解体撤去が必要である。一方、受水転換は広域的・長期的なものであり、その解体撤去に要する費用を利用者負担とすることは望ましくない。

本ビジョン期間においては、「木造取水塔」、「稲垣取水塔」の解体撤去費用は一般会

計からの負担の予定となっているが、それ以外に解体撤去が予定されている施設の解体撤去費用についても、適宜、出資団体と協議を実施し、利用者負担としないことが望まれる。

②広域連携・広域化の協議の促進

受水前は、浄水場が7か所ありバックアップ水源を確保していたが、現在は全浄水場を廃止。バックアップ施設はなく、災害等で受水が困難になった場合には通常給水は難しい状況となっている。近隣水道事業者と災害協定を結ぶなど、給水車による対応で災害時の対応を図る方針が示されているが、この着実な実現が望まれる。

また、西北事業部さらには近隣の水道事業体は、地理的に給水原価が高い傾向にあり、料金も高くならざるを得ない。現在、西北事業部においては、高料金対策に要する経費の補助金により給水原価の一部が補填されているが、人口減少と高い給水原価は今後も継続する見込みであるため、受水や災害対応の広域化のみならず、水道事業経営の広域連携・広域化についても長期的な課題として取り組むことが望まれる。

③長期的な人材の確保

受水転換による浄水場の廃止等により職員数を大幅削減したこと及び退職者の雇用延長による活用は、人件費の削減については経営の効率化につながっている。しかし、管路の老朽化やそれに伴い近年全国的に課題となっている漏水事故への対応、さらには予防を含む災害対策など水道インフラの維持のためには、次世代を担う職員の確保と技術継承を含めた育成についても長期的な観点から取り組むことが望まれる。

2. 今後の水道料金等について

(1) 今後の財政見通しについて

現行料金が継続した場合の財政見通しについては、人口減少による収益減少傾向が続く一方、受水転換に伴う受水費や減価償却費の増加により、当期純損失の計上が続き、令和14年度には現預金残高がマイナスになることが見込まれるものであった。

(2) 水道料金の改定水準について

①改定水準案とその考え方

今回の水道料金の改定水準の検討に当たっては、以下の4点への対応の必要性が事務局から示された。

- ア 受水費、減価償却費の増加、物価上昇への対応
- イ 企業債残高の適正化への対応
- ウ 現預金残高の確保への対応
- エ 適正利潤の確保への対応

その上で、“ウ 現預金残高の確保”への対応について、事務局からは、国からの補助金減少への対応、管路・施設の耐震化や老朽化対応など持続的経営確保のため“料金

収入1年分程度の確保”が望まれる旨の説明を受けるとともに、以下の3つの改定水準案が示された（いずれも料金算定期間は令和8～12年度）。

改定案A：料金算定期間内（令和12年度末）で確保（改定率26.1%）

改定案B：改定後の料金を若干下回るが、概ね料金算定期間内で確保（改定率23%）

改定案C：次の料金算定期間を通して確保（長期的目標に変更）（改定率19.8%）

図表1 料金改定水準案の一覧表

	平均改定率	令和12年度料金収入	当期純利益黒字化年度	令和12年度末現預金残高	当期純利益の赤字化年度
現行	—	763百万円	黒字転換せず	97百万円	—
改定案A	26.1%	960百万円	令和11年度	988百万円	令和27年度
改定案B	23.0%	936百万円	令和11年度	880百万円	令和27年度
改定案C	19.8%	912百万円	令和11年度	771百万円	令和18年度

資料出所：第4回審議会資料より

②検討内容及び結論

改定水準については、現預金水準の確保は必要であるとともに、あまり短期間で次の料金改定になることは避けるべきという意見が出され、改定案A（26.1%）および改定案B（23%）の2案を中心に検討した。

それに対して、短期間での改定の繰り返しを避ける方向で検討した改定水準案になっていること、改定案A、改定案Bを採用した場合、いずれも令和27年頃まで当期純利益を計上できる見込みであること、財政推計の前提条件が確保されれば、当面は料金改定の必要が生じないと想定されることを事務局への質疑により確認した。

その上で、少量利用者への配慮の検討が望まれるという意見が出され、改定案A、改定案Bの両案において、少量利用者に配慮した料金体系を勘案した上で、改定水準を決定するという結論となった。

（3）水道料金体系について

①料金体系案とその考え方

料金体系案については、少量利用者に配慮した案の検討が求められた中、事務局からは、以下の3案が示された。なお、“ウ 参考”の案については、大口利用者の利用量

が若干減少傾向にある中での対応案として示されたものである。

ア 一律改定案

現行料金体系に、全ての用途で改定水準案A及びBの平均改定率を乗じる（端数は調整）。

イ 少量利用者に配慮した改定案

改定水準案Aの場合（Bの場合）、一般用の基本料金は改定水準案B（改定水準案C）の一律改定案の額に抑える。

※上記では平均改定率での料金収入に満たない場合、不足分は一般用の超過料金を上げて回収する。

ウ 参考：持続的経営確保のために望まれる料金体系

一律改定案から超過料金単価を 10 円低くした場合に、同じ料金収入を得るために必要な基本料金を設定する。

図表 2 料金体系案の一覧表

基本料金						超過料金					
用途	改定水準 (案)	料金体系(案)				用途	改定水準 (案)	料金体系(案)			
		現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案			現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案
一般用	A案(26.1%)	1,870	2,360	2,300	2,447	一般用	A案(26.1%)	270	350	357	340
	B案(23.0%)	〃	2,300	2,240	2,387		B案(23.0%)	〃	340	347	330
団体用	A案(26.1%)	2,330	2,940	2,940	3,269	団体用	A案(26.1%)	330	420	420	410
	B案(23.0%)	〃	2,870	2,870	3,199		B案(23.0%)	〃	410	410	400
工業用	A案(26.1%)	16,060	20,260	20,260	24,987	工業用	A案(26.1%)	270	350	350	340
	B案(23.0%)	〃	19,750	19,750	24,477		B案(23.0%)	〃	340	340	330
営業用	A案(26.1%)	2,230	2,820	2,820	3,192	営業用	A案(26.1%)	310	400	400	390
	B案(23.0%)	〃	2,750	2,750	3,122		B案(23.0%)	〃	390	390	380
浴場用	A案(26.1%)	11,600	11,600	11,600	11,600	浴場用	A案(26.1%)	150	150	150	150
	B案(23.0%)	〃	11,600	11,600	11,600		B案(23.0%)	〃	150	150	150
プール用	A案(26.1%)					プール用	A案(26.1%)	320	410	410	410
	B案(23.0%)						B案(23.0%)	〃	400	400	400
臨時用	A案(26.1%)					臨時用	A案(26.1%)	380	480	480	480
	B案(23.0%)						B案(23.0%)	〃	470	470	470

資料出所：第4回審議会資料より

②検討内容及び結論

改定水準における改定案Aおよび改定案Bにおける、①一律改定案と②少量利用者に配慮した案については、②少量利用者に配慮した案は、基本料金は60円程度抑制されるものの、20 m³以上の利用者は、超過料金の加算によって、①一律改定案よりも料金が高くなることが確認された。また、利用者の水量分布については、一般家庭で20～30 m³、高齢者の一人暮らし等の小世帯では8 m³程度の使用が多いことが事務局より説明された。

②少量利用者向けの配慮案については、①一律改定案と比べて、基本料金の抑制は60円程度にとどまり、①一律改定案の値上げ幅も許容範囲内ではないか、丁寧な説明を行えば理解が得られるのではないかと意見があった。さらに、今後の物価上昇等への対応についても言及があり、事務局からは、今後も3～5年ごとに推計値を見直し、適正な料金水準や料金体系を検討していく方針が確認された。

以上の検討を踏まえ、本審議会では、改定水準については改定案B、料金体系については、①一律改定案を採用することを総意とした。

【水道料金改定に対する附帯意見】

①丁寧な広報等による理解の促進

料金改定の必要性、用途や使用水量ごとの個別利用者の料金改定の影響など、きめ細かい広報等を実施し、利用者の理解促進を図ることが望まれる。

②定期的な料金水準・料金体系の検討

長期的に安定していた諸物価は上昇傾向にある。また、近年上下水道インフラについて、全国的に大きな事故が発生し、対応の必要性が増している。さらに高料金対策繰入金は現行制度の継続を前提としていることから、今後の制度改正や繰入金基準の見直しには留意する必要がある。これらの給水原価については料金水準に影響を与える事象について定期的な検討が望まれる。また、少量利用者配慮の必要性や用途・使用水量など個別利用者の水需要の変化など、料金体系に影響を与える事象についても定期的な検討が望まれる。

【水道使用料 料金表】

①現行の水道使用料 料金表

用途	基本水量 (1ヶ月)	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 (1m ³ につき)
一般及び共用	8m ³ まで	1,870円	270円
団体用	10m ³ まで	2,330円	330円
工業用	100m ³ まで	16,060円	270円
営業用	10m ³ まで	2,230円	310円
浴場用	100m ³ まで	11,600円	150円
プール用	1m ³ につき 320円		
臨時用	1m ³ につき 380円		

②改定後の水道使用料 料金表 (案)

用途	基本水量 (1ヶ月)	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 (1m ³ につき)
一般及び共用	8m ³ まで	2,300円	340円
団体用	10m ³ まで	2,870円	410円
工業用	100m ³ まで	19,750円	340円
営業用	10m ³ まで	2,750円	390円
浴場用	100m ³ まで	11,600円	150円
プール用	1m ³ につき 400円		
臨時用	1m ³ につき 470円		

注1 上記の料金表及び料金表(案)は、いずれも税抜き金額である。

注2 メーター使用料は、現行の料金表から変更しないものとする。

3. 資料

(1) 審議会設置規程

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 津軽広域水道企業団西北事業部（以下「西北事業部」という。）は、持続可能な水道事業の運営に向けて、適正な水道料金のあり方を審議するため、津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、企業長に対しその結果を報告し、又は意見を述べることとする。

- (1) 地域水道ビジョンと今後の財政見通し
- (2) 確保すべき給水収益水準及び所要改定率
- (3) 適正な水道料金体系

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者に対して、企業長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 構成自治体議会の議長の推薦する者
- (3) 自治会連合会の推薦する者
- (4) 各種団体の推薦する者

2 委員の任期は、委嘱の日から審議等の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に当該審議会を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）

1 人置き、委員の互選により定める。

2 審議会に会長を補佐する者（以下「副会長」という。）1人を置き、会長が選任する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理す

る。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、西北事業部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

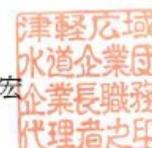
(2) 諮問書 (写)



津広水企西北発第31号
令和6年8月26日

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会
会長 飯島裕胤様

津軽広域水道企業団
企業長 櫻田 宏



津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について (諮問)

津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について、津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会運営規程第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

津軽広域水道企業団西北事業部は、「持続・安全・強靱」な水道供給事業を目指すため、水道ビジョンと今後の財政見通し・確保すべき給水収益水準及び所要改定率・適正な水道料金体系について、貴審議会に意見を求めるものです。

(3) 審議委員名簿 (敬称略)

	氏名	役職等	備考
会長	飯島 裕胤	弘前大学人文社会科学部学部長	
委員	長内 明彦	つがる市商工会会長	
	佐々木 慶和	つがる市議会議員	
	成田 和美	五所川原市議会議員	
	白戸 英行	つがる市自治会連合会会長	
	長利 藤雄	市浦地区町内会連合会副会長	
	工藤 太郎	青森みちのく銀行つがる支店支店長	1回から3回
	伊藤 淳志	青森みちのく銀行つがる支店支店長	4回から6回

(4) 審議経過

回	開催日	主な議題
第1回	2024年8月26日(月)	委嘱状交付 西北事業部の経営の現状について
第2回	2024年11月19日(火)	経営の方向性について
第3回	2025年3月14日(金)	水道料金の改定水準(案)について
第4回	2025年6月17日(火)	水道料金の改定水準及び料金体系(案)について
第5回	2025年9月30日(火)	水道ビジョン改定(案)及び答申(案)について
第6回	2025年11月14日(金)	答申書(案)について